

第4章 災害復旧・復興計画関係

第1節 公共施設の災害復旧計画資料

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 海岸災害復旧事業
- (3) 道路災害復旧事業
- (4) 港湾災害復旧事業
- (5) 下水道災害復旧事業
- (6) 単独災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
 - ウ 下水道災害復旧事業
- (7) 水道災害復旧事業

2 都市災害復旧事業

- (1) 街路災害復旧事業
- (2) 公園施設災害復旧事業
- (3) 市街地埋没災害復旧事業

3 農林水産業施設災害復旧事業

4 工業用水道施設災害復旧事業

5 住宅災害復旧事業

6 社会福祉施設災害復旧事業

7 公共医療施設、病院等災害復旧事業

8 公立学校施設災害復旧事業

9 社会教育施設災害復旧事業

10 その他災害復旧事業

単独災害復旧事業

第2節 災害復旧に伴う国の財政援助確保に関する計画資料

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる法律並びに災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律により一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (11) 道路法

2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連（助成を含む）事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人ホーム災害復旧事業
 - ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 精神薄弱者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業（公共的施設の区域内に係るもの）
 - セ 堆積土砂排除事業（公共的施設の区域外に係るもの）
 - ソ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく福祉資金に関する国の貸付の特例
- オ 水防資器材費の補助の特例
- カ 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ケ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3節 民間施設等の災害復旧の助成及び租税の減免等に関する計画資料

1 民間施設等の災害復旧の助成

災害により被害を受けた一般市民、中小企業者、農林漁業者及びその組織する団体に対する災害復興のための資金の融資は、次のとおりである。

(1) 農林漁業復興資金

- ア 天災融資法に基づく天災資金（経営資金）の貸付
- イ 日本政策金融公庫による復旧資金の貸付
- ウ 福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱に基づく農業災害対策資金の貸付

(2) 中小企業復興資金

- ア 商工組合中央金庫の災害復旧資金貸付
- イ 日本政策金融公庫 中小企業事業の災害復旧貸付
- ウ 日本政策金融公庫 国民生活事業の災害貸付
- エ 福岡県中小企業振興資金融資制度要綱に基づく緊急経済対策資金貸付
- オ 北九州市中小企業融資制度要綱に基づく災害復旧資金貸付

(3) 住宅復興資金

- ア 住宅金融支援機構の災害復興住宅の建設資金、補修資金及び購入資金の貸付

(4) 宅地防災工事資金

- ア 住宅金融支援機構の宅地防災工事資金の融資
- イ 北九州市宅地防災工事資金融資制度要綱に基づく宅地防災工事資金の融資

2 租税の減免等

(1) 国税の減免等

- ア 国税の減免及び徴収猶予
- イ 国税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

(2) 県税の減免等

- ア 県税の減免及び徴収猶予
- イ 県税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

(3) 市税の減免等

- ア 市税の減免及び徴収猶予
- イ 市税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

第4節 被災者支援に関する計画資料

1 風水害等に係る罹災の証明事務取扱要領

制定 平成26年3月28日

改正 平成28年12月1日

令和3年3月12日

令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、災害対策基本法第90条の2第1項及び北九州市地域防災計画に基づき、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象（以下「風水害等」という。）による罹災の証明事務について必要な事項を定める。

(罹災の証明)

第2条 市長は、被災者又は被災物件等の所有者、管理者若しくは占有者及びその代理人（以下「被災者等」という。）から風水害等による罹災の証明申請（以下「申請」という。）があった場合は、罹災の証明をするものとする。

(罹災の証明区分)

第3条 罹災の証明は、次のとおり区分する。

(1) 罹災証明

ア 風水害等の被災状況について、被害状況等収集伝達要領第4条又は第5条の調査結果に基づき、その事実を罹災証明書（第1号様式）により証明することをいう。

イ 被災者生活再建支援法又は災害救助法等が適用された風水害等のうち、住家の被災状況について、被害状況等収集伝達要領第5条の調査結果に基づき、その事実を罹災証明書（第2号様式）により証明することをいう。

(2) 罹災届出証明

風水害等による被災事実を証明することはできないが、風水害等による被災の事実が客観的に推測できる場合に、その罹災の届出があったことを罹災届出証明書（第3号様式）により証明することをいう。

(罹災証明の交付申請)

第4条 罹災証明の交付申請は、被災者等が罹災（届出）証明交付申請書（第4号様式）に必要事項を記入のうえ、被災場所を管轄する区に提出する。ただし、申請する被災者等が記入することができない場合は、その被災者等の申出に基づき、罹災証明の事務担当者が代筆することができる。

(罹災届出証明の交付申請)

第5条 罹災届出証明の交付申請は、罹災（届出）証明交付申請書（第4号様式）及び罹災届出証明書（第3号様式）に必要事項を記入のうえ、被災場所を管轄する区に提出する。ただし、当該届出が既になされている場合は、この限りでない。なお、被災者台帳システムを使用する場合は、罹災届出証明書（第3号様式）の提出を不要とする。

(郵送・電子による申請)

第6条 郵送・電子による申請があった場合は、次に掲げる要件が整っているものについて受理するものとする。

- (1) 罹災証明は、第3条第1号に定める被災事実の証明が可能であること。
- (2) 罹災届出証明は、罹災届出証明書(第3号様式)に必要な事項が記入されていること、又は当該届出が既になされていること。

(罹災証明の作成及び交付)

第7条 罹災証明書(第1号様式・第2号様式)は、次に掲げる要領で作成し交付する。

- (1) 第4条及び第6条により罹災(届出)証明交付申請書(第4号様式)を受理した場合、罹災証明処理簿(第5号様式・第6号様式)に必要な事項を記入する。
- (2) 罹災証明書(決裁用)に必要な事項を記入し、決裁後、罹災証明書(交付用)に証明年月日及び証明番号を記入し、区役所専用北九州市長印を押印して交付する。なお、被災者台帳システムを使用する場合は、必要事項を入力し、決裁後、北九州市長印が印字された罹災証明書を交付する。
- (3) 罹災証明書(第1号様式・第2号様式)を交付する際、被災者等が罹災(届出)証明交付申請書(第4号様式)の受領欄に必要な事項を記入する。ただし、受領する被災者等が記入することができない場合は、その被災者等の申出に基づき、罹災証明の事務担当者が代筆することができる。
- (4) 罹災証明書(決裁用)は、北九州市文書管理規則に基づき、5年間保存するためファイリングする。
- (5) 毎年度末に、前号で作成したファイルに罹災証明処理簿(第5号様式・第6号様式)を添付する。

(罹災届出証明の作成及び交付)

第8条 罹災届出証明書(第3号様式)は、次に掲げる要領で作成し交付する。

- (1) 第5条及び第6条により罹災(届出)証明交付申請書(第4号様式)を受理した場合、罹災届出証明処理簿(第7号様式)に必要な事項を記入する。
- (2) 第5条で受理した罹災届出証明書(第3号様式)を2部複写し、罹災届出証明書(原本)、罹災届出証明書(決裁用)及び罹災届出証明書(交付用)とする。なお、被災者台帳システムを使用する場合は、この限りでない。
- (3) 前号で複写した罹災届出証明書(決裁用)で決裁後、罹災届出証明書(交付用)に証明年月日及び証明番号を記入し、区役所専用北九州市長印を押印して交付する。なお、被災者台帳システムを使用する場合は、必要事項を入力し、決裁後、北九州市長印が印字された罹災届出証明書を交付する。
- (4) 罹災届出証明書(原本)及び罹災届出証明書(決裁用)は、北九州市文書管理規則に基づいて保存し、再度、当該証明書の交付申請があった場合は、保存している罹災届出証明書(原本)を複写し、罹災届出証明書(交付用)を作成のうえ、第1号及び前号により交付する。なお、被災者台帳システムを使用する場合で、再度、当該証明書の交付申請があった場合は、当該システムに保存しているデータから、第1号及び前号により交付する。
- (5) 罹災届出証明書(第3号様式)を交付する際、被災者等が罹災(届出)証明交付申請書(第4号様式)の受領欄に必要な事項を記入する。ただし、受領する被災者等が記入することができない場合は、その被災者等の申出に基づき、罹災証明の事務担当者が代筆することができる。
- (6) 罹災届出証明書(原本)及び罹災届出証明書(決裁用)は、北九州市文書管理規則に基づき、5年間保存するためファイリングする。なお、被災者台帳システムを使用する場合は、罹災届出証明書(決裁用)のみファイリングする。
- (7) 毎年度末に、前号で作成したファイルに罹災届出証明処理簿(第7号様式)を添付する。

(罹災証明及び罹災届出証明の交付対象者)

第9条 罹災証明及び罹災届出証明は、郵送、電子申請による場合も含めて、申請した被災者等に直接交付するものとする。

(罹災証明の記載禁止事項)

第10条 罹災証明書(第1号様式)は、次に掲げる事項を証明することができない。

(1) 損壊程度(全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊))

(2) 被害額

(3) 貨幣及び貴金属

(4) その他これらに類するもの

(罹災証明交付後の再調査)

第11条 罹災証明書(第2号様式)の交付後、被災者等から再調査の依頼があった場合は、当該被災者等の依頼の内容を精査し、再調査の必要があると認めるときは、被害状況等収集伝達要領第5条により再調査を行い、その結果について、理由とともに被災者等に回答する。

(罹災証明の再交付)

第12条 前条による再調査の結果、証明内容に変更がある場合は、その内容を修正して罹災証明書(第2号様式)を再交付する。

2 再交付した場合、先に交付した罹災証明書(第2号様式)は無効とする。

(専決)

第13条 罹災の証明は、北九州市区長以下専決規程(昭和43年訓令第11号)第3条に基づき、区役所総務企画課長が専決する。ただし、罹災証明書(第2号様式)に係る証明は、区次長が専決する。

(罹災の証明事務の担当)

第14条 罹災の証明事務は、区役所総務企画課が担当する。

(特異な事例等の取扱い)

第15条 区長は、罹災の証明事務について特異な事例等が生じた場合は、危機管理監と協議して処理する。

(手数料)

第16条 北九州市手数料条例第4条により免除する。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、罹災の証明事務に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成26年5月1日から実施する。

この要領は、平成28年12月1日から実施する。

この要領は、令和3年3月12日から実施する。

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

第2号様式 (物件居住者用)

第 年 月 日
第 年 月 日
罹 災 証 明 書

世帯主住所							
世帯主氏名							
被災者区分:物件居住者							
世帯構成員: 人							
追加記載事項①	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢	

罹災原因	
------	--

被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	
追加記載事項②	

※住家とは、現在に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建築物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住居の緊急修理等の対象となる住家)

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日
北九州市長

第 1 号様式

罹 災 証 明 書

被災年月日	年 月 日		
被災場所	北九州市 区		
被災者氏名	氏 名	続 柄	生年月日
被災内容			
上記のとおり、被災したことを証明する。			
北九州市長			
証 明 番 号 第 ー1ー 号			

年 月 日

第3号様式

第3号様式			第 年 月 日	
罹災届出証明書				
住所				
氏名				
被災状況	災害の原因			
	被災場所			
	被災物件			
特記事項				

被災内容	
被災程度	その他
備考	

上記のとおり、被災の状況を受理したことを証明する。

年 月 日
北九州市長

(日本産業規格A4)

第2号様式(物件所有者用)

第 年 月 日

罹災証明書

被災者住所	
被災者氏名	
被災者区分:物件所有者	
追加記載事項①	

罹災原因	
------	--

被災建物の所在地	
建物の被害の程度	
追加記載事項②	

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

北九州市長

(日本産業規格A4)

罹災（届出）証明交付申請書

北九州市長 様 年 月 日

1. 申請者（窓口に来られた方）

住所		電話
氏名	被災者との関係（ ※本人、同居の親族以外の方は委任状が必要です	

2. 被災者（証明を受ける方）※申請者と同じ場合は記載不要です

住所		電話
氏名		

3. 世帯構成員 ※居住する住家について申請する時のみ記入してください

氏 名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
	世帯主				

4. 被災年月日 年 月 日

5. 被災場所 ※証明を受ける方（被災者）の住所と同じ場合は記載不要です 区

6. 被災物件等

☐ 住家（ ☐ 持家 ☐ 借家 ☐ 貸家※）※物件所有者が復している物件の申請を行う場合	
☐ 非住家（ ☐ 倉庫 ☐ カーポート ☐ 店舗 ☐ その他（ ））	
☐ 動産（ ☐ 家財 ☐ 車両 ☐ その他（ ））	

7. 被災内容

8. 証明必要数・提出先
必要数：（ ）部 提出先：（ ）

9. 申請回数
☐ 初めて ☐ （ ）回目 前回申請日：（ 年 月 日）

【受領欄】

☐ 申請方法（ ☐ 窓口にて申請 ☐ 郵送 ☐ 電子申請）
☐ 受領日（ ☐ 即日 ☐ （ 年 月 日））
☐ 受領者の署名（ （自署））

（裏）

被災者氏名	氏 名	続 柄	生年月日
			・ ・ ・
			・ ・ ・
			・ ・ ・
被災内容			

罹災証明処理簿

(第1号様式関係)

受付月日		証明番号	申請者の氏名
証明月日			
月	日	－ 1 －	
月	日		
月	日	－ 1 －	
月	日		
月	日	－ 1 －	
月	日		
月	日	－ 1 －	
月	日		
月	日	－ 1 －	
月	日		
月	日	－ 1 －	
月	日		
月	日	－ 1 －	
月	日		
月	日	－ 1 －	
月	日		
月	日	－ 1 －	
月	日		

(日本産業規格 A 4)

罹災の証明にかかる留意点

項 目	内 容
1 証明の種類 (2種類)	<罹災証明> 風水害等により被災した <u>事実</u> を証明します。 <罹災届出証明> 風水害等により被災した事実の届出があったことを証明します。
2 申請書類	<罹災証明> 罹災(届出)証明交付申請書(第4号様式) <罹災届出証明> 罹災(届出)証明交付申請書(第4号様式)、罹災届出証明書(第3号様式) <共通> ○身分証明書(運転免許証・健康保険証・パスポート・マイナンバーカード(写真付)など) ○委任状 ※本人、同居の親族以外の方が申請する時のみ 被災場所を管轄する区役所の総務企画課
3 受付窓口 (郵送・電子申請を含む)	
4 各項目の記載について	
2. 被災者(証明を受ける方)と申請者(窓口に来られた方)が異なる場合は、住所・電話番号・氏名を記入してください。 なお、居住する住家について、申請する場合は、 世帯主 の名前を記入してください。	
3. 世帯構成員は、居住する住家について申請する時のみ、ご記入ください。	
5. 被災場所	被災場所が、「2. 被災者(証明を受ける方)」の住所と異なる場合は、記入してください。
6. 被災物件等	該当する項目に☑を記入してください。 ※住家について 持家：持家に居住している方が申請する場合 借家：賃貸物件等に居住している方が申請する場合 貸家：物件所有者が貸している物件について申請する場合
7. 被災内容	罹災した内容をできる限り具体的に記入してください。 (記入例)「大雨により床上浸水したもの」 「東側1階の外壁1.0m×1.5mが破損したもの」
8. 証明必要数・提出先	証明書の必要枚数と提出先を記入してください。 (提出先記入例) 保険会社、勤務先など

罹災届出証明処理簿

(第3号様式関係)

受付月日 証明月日	証明番号		申請者の氏名
	月	日	
月	- 3 -	日	
月		日	
月	- 3 -	日	
月		日	
月	- 3 -	日	
月		日	
月	- 3 -	日	
月		日	
月	- 3 -	日	
月		日	
月	- 3 -	日	
月		日	
月	- 3 -	日	
月		日	
月	- 3 -	日	
月		日	

罹災証明処理簿

(第2号様式関係)

受付月日 証明月日	証明番号		申請者の氏名
	月	日	
月	- 2 -	日	
月		日	
月	- 2 -	日	
月		日	
月	- 2 -	日	
月		日	
月	- 2 -	日	
月		日	
月	- 2 -	日	
月		日	
月	- 2 -	日	
月		日	
月	- 2 -	日	
月		日	
月	- 2 -	日	
月		日	

被災者生活再建支援法又は災害救助法が適用された風水害等に係る

住家の被害認定及び罹災証明書の交付等について

1 趣 旨

被害状況等収集伝達要領（以下「収集伝達要領」という。）第5条第6号及び風水害等に係る罹災の証明事務取扱要領（以下「罹災証明事務取扱要領」という。）第17条に基づき、災害に係る住家の被害認定、及び罹災証明書（第2号様式）の交付等に関し必要な事項を定める。

2 用語の意義等

- （1）災害に係る住家の被害認定とは、罹災証明事務取扱要領第1条に規定する風水害等により被災した住家の被害の程度を認定することをいう。
- （2）住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分で認定を行う。
- （3）被害認定調査とは、罹災証明事務取扱要領第3条第1号イに規定する罹災証明書（第2号様式）により、住家の被害の程度を認定するために行う調査（第一次調査、第二次調査及び再調査）をいう。

3 災害に係る住家の被害認定について

（1）被害認定基準

災害に係る住家の被害認定は、「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）によることとする。

（2）被害認定調査

被害認定調査は、内閣府（防災担当）が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「住家被害認定調査票」により行うこととする。なお、「住家被害認定調査票」は、災害種別により地震、水害又は風害で分かれるほか、住家の構造により木造・プレハブ又は非木造で分かれる。

4 被害認定調査の実施について

（1）被害認定調査班の編成

被害認定調査は、収集伝達要領第5条に規定する被害認定調査班が行うこととし、別紙1により3名で編成する。なお、被害状況等によっては2名で編成する。

（2）災害対策本部における各担当部（及び担当課）の役割

被害認定調査に係る各担当部（及び担当課）の役割は、別紙2のとおりとする。

（3）被害認定調査の実施

被害認定調査班は、被災者等から罹災証明事務取扱要領第4条又は第6条に基づく罹災証明書（第2号様式）の交付申請があった場合、収集伝達要領第5条第2号により第一次調査を行う。

第二次調査は、第一次調査を実施した被災者等から申請があったもの、又は第一次調査の対象に該当しないものについて行う。

なお、第二次調査の実施後、被災者等から被害程度の認定結果に関する再調査の依頼があった

場合は、罹災証明事務取扱要領第 11 条に基づき、当該被災者等の依頼内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、別の被害調査班によりその点について再調査を行う。

(4) 調査結果の保存

被害認定調査に係る住家被害認定調査票、写真その他の関係資料の保存については、罹災証明事務取扱要領第 7 条第 4 号により、5 年間保存する。

5 罹災証明書の交付等について

(1) 罹災証明書の申請又は交付

災害対策基本法第 90 条の 2 により、被災者等から申請があったときは、遅滞なく被害認定調査を実施し、罹災証明書（第 2 号様式）を交付することとする。

(2) 災害対策本部における各担当部（及び担当課）の役割

罹災証明書（第 2 号様式）の申請又は交付に係る各担当部（及び担当課）の役割は、別紙 3 のとおりとする。

(3) 被害認定調査に係る周知

罹災証明書（第 2 号様式）の申請又は交付の際、被災者等に申請又は依頼に基づいて第二次調査又は再調査を実施する旨を周知することとする。

6 被害認定調査に係る職員の育成について

(1) 調査員の育成のため、専門の講師を招聘し、「被害認定調査研修」を開催する。

(2) 調査員への助言や指導、適切な住民対応を行うことのできる職員を育成するために、「被害認定調査リーダー・班長研修」を開催する。

(3) 本市職員を被害認定調査研修講師として育成するため、「中越大震災ネットワークおぢや」等が開催する被害認定調査研修会に職員を派遣する。

(4) 他の地方公共団体で災害が発生した場合、被災自治体へ職員を派遣して、被害認定調査を実施する。その際、危機管理室は、本市関係局及び福岡県、指定都市市長会事務局、総務省等と協議の上、派遣の詳細を決定する。

7 その他

(1) 被害認定調査に係る必要資器材については、別紙 4 「大規模災害発生時における被害認定調査に係る必要資器材」を参照の上、各区で準備を行う。なお、区で調達できない資器材については、危機管理室が調達する。

(2) 大規模災害発生から罹災証明書交付までの流れは、別紙 5 のとおりとする。

大規模災害発生時における「被害認定調査班」の編成

	災害対策本部の担当部（担当課）	役 割
調査員 A	「区対策部民生班」 ・ コミュニティ支援課 ・ 財政・変革局市税事務所 （<u>財政部ではなく区対策部</u>） ・ 保健福祉課 ・ 保護課 ・ 国保年金課	○被害認定調査の準備及び日程調整等
		○被災者等への説明（調査時）
調査員 B	「財政・変革部税務班」 ・ 財政・変革局税務部 「都市戦略部指導班」 ・ 都市戦略局指導部 ・ 被害認定調査の実務経験者 ・ 被害認定調査の研修受講者 ・ 被害認定調査に係る知識等を有する者 （※ 1）	① 被災者生活再建支援制度等の概要 ② 罹災証明書（第 2 号様式）の概要 ③ 被害認定調査の概要 など ○被害認定調査の実施（主） ○損害割合の算出及び判定（主）
調査員 C	「協力部」 ・ 市議会事務局 ・ 行政委員会事務局 （※ 2）	○被害認定調査の実施（従）
		○損害割合の算出及び判定（従）
	・ 他の地方公共団体からの応援職員 （※ 3）	

※ 区対策本部民生班班長（区コミュニティ支援課長）は、調査員 A・B・C（本市職員）のうち、最も適切に現地調査（住民対応）ができる者を班長に指名する。

※ 1 知識等を有する者とは、固定資産税（家屋）部署での勤務経験がある者や、建築士免許を有する者等。

※ 2 総括部長（危機管理監）は、区対策部長（区長）から職員の応援要請があり、被害状況等により必要と認める場合は、協力部（市議会事務局等）に職員の応援を求める。

※ 3 総務部長（総務市民局長）は、区対策部長（区長）から総括部長（危機管理監）に職員の応援要請があり、被害状況等により必要と認める場合は、応急対策職員派遣制度等を通じて、他の地方公共団体に職員の応援を求める。

大規模災害発生時における被害認定調査に係る 災害対策本部における各担当部（及び担当課）の役割

担 当 部 (担 当 課)	役 割
総括部 (危機管理室)	- 被害認定調査の総合調整に関すること（財政部及び建築都市部との調整のほか、協力部（市議会事務局等）への応援要請等） - 被害認定調査に係る他の地方公共団体への職員の派遣、又は他の地方公共団体からの職員の受け入れに関すること - 被害認定調査に係る職員の育成に関すること - 建築士等の専門家及び県内の市町村との応援体制の構築に係る協議に関すること
広報部 (市長公室)	被害認定調査に係る広報に関すること
総務市民部 (総務市民局人事課)	- 被害認定調査に係る他の地方公共団体への職員の派遣、又は他の地方公共団体からの職員の受け入れに関すること - 災害時における職員配置計画に関すること
財政部 (財政・変革局税務部)	被害認定調査の実施に関すること
保健福祉部 (保健福祉局総務課)	被災者生活再建支援制度など被災者の支援制度に関すること (区役所への概要説明等を含む。)
建築指導部 (都市戦略局指導部)	被害認定調査の実施に関すること
区対策部総務班 (区役所総務企画課)	- 調査方針（調査の開始日、調査の期間、被害調査班の数、各班の調査区域等）の決定に関すること - 調査実施体制の確立（被害調査班の編成等）に関すること - 被害の程度の認定に関すること
区対策部市民相談班 (区役所市民課)	被害認定調査に係る被災者からの各種問い合わせ、苦情などの広聴に関すること
区対策部民生班 (コミュニティ支援課) (市税事務所) (保健福祉課) (保護課) (国保年金課)	- 被害認定調査の実施に係る日程調整 - 被害認定調査に係る被災者生活再建支援制度等の概要説明に関すること ※コミュニティ支援課は、民生班のメンバーに被災者生活再建支援制度等の概要説明を行う。
協力部 (市議会事務局) (行政委員会事務局)	被害認定調査の応援（調査の実施、損害割合の算出及び判定）に関すること

※ 災害対策センターが設置された場合、被害認定調査及び罹災証明書交付事務に係る総合調整は、「調査・罹災証明チーム」が行う。

大規模災害発生時における罹災証明書の申請又は交付に係る災害対策本部における各担当部（及び担当課）の役割

担 当 部 (課)	役 割
総括部 (危機管理室)	罹災証明書の申請又は交付に係る協力部（市議会事務局等）への応援要請に関すること
広報部 (市長公室)	罹災証明書の申請又は交付に係る広報に関すること
総務市民部 (総務市民局人事課)	災害時における職員配置計画に関すること
保健福祉部 (保健福祉局総務課)	- 被災者生活再建支援制度など被災者の支援制度に関すること（区役所への概要説明等を含む。） - 災害援護資金の貸付、災害見舞金の支給、被災者生活再建支援金の支給状況等の管理に関すること
区対策部総務班 (区役所総務企画課)	罹災証明書の申請又は交付に関すること（申請又は交付の日時・場所の決定等を含む。）
区対策部市民相談班 (区役所市民課)	罹災証明書の申請又は交付に係る被災者からの各種問い合わせ、苦情などの広聴に関すること
区対策部民生班 (コミュニティ支援課)	- 被災者生活再建支援制度など被災者の支援制度に関すること - 災害援護資金の貸付、災害見舞金の支給、被災者生活再建支援金の支給に係る受け付けに関すること
区対策民生班 (保健福祉課) (保護課) (国保年金課)	罹災証明書の申請又は交付に関すること
協力部 (市議会事務局) (行政委員会事務局)	罹災証明書の申請又は交付の応援に関すること

※ 災害対策センターが設置された場合、被害認定調査及び罹災証明書交付事務に係る総合調整は、「調査・罹災証明チーム」が行う

大規模災害発生時における被害認定調査に係る必要資器材

<資機材例>

現地調査用

種別	品目	留意事項
携行品	地図、住宅地図	★ ・住宅建物の配置が記載されている地図が望ましい
	携帯電話・無線	★ ・コーディネーターと調査班との連絡手段
	調査員証、腕章（又はベスト）	★ ー
	内閣府「損傷程度の例示」	ー
	内閣府「運用指針」	ー
	罹災証明書申請書類	ー
	不在票	ー
調査資機材	調査票	★ ・雨天時には予備を準備するとよい
	筆記用具・バインダー	★ ・雨天時等の場合も想定し、調査票を覆うことのできる透明なビニール袋を用意するとよい
	画板（クリップボード）	・立った状態での調査票記入作業を想定する
	デジタルカメラ（予備電池、メモリカード）	★ ・カメラを同一機種で揃え、カメラを扱う調査員が操作やデータ処理に慣れやすいほか、予備電池（充電電池）の互換性が確保できる ・防水仕様のものとすれば、雨天時等の場合も使用できる
	調査済証	・異なる班による調査の重複を避けられる
	下げ振り	★ ・傾斜測定用として使用
	水平器	ー
	ピンボール（赤白ボール）	・水害の場合
	メジャー	★ ・基礎長・基礎被害長の計測、浸水深の計測等
装備品	ヘルメット	ー
	手袋（軍手）	・手を防護する
	安全靴	・天候や気候等により長靴・雪靴等の使い分けを判断する
	スリッパ（室内用）	・内部立ち入りの際はあると良い
	防塵メガネ	・土埃等の多い環境での調査時にはあると便利
	懐中電灯	・内部立ち入り時や悪天候時、日没間近の作業時にはあった方がよい
	雨具	ー
	マスク	・倒壊した家屋、土砂等により大量の砂塵等がある
	電卓	★ ・損害割合を計算する場合に必要
	防災服又は作業服	ー

バックオフィス用

種別	品目	留意事項
調査員用	机・イス	調査票チェック、進捗状況（調査終了建物記入）等
	箱又はケース	調査票分類用
	パソコン	データ入力等
	コピー機	調査票コピー等
コーディネーター用	ホワイトボード	ミーティング等
	電話	調査員との連絡
	地図	進捗状況（調査終了建物等）記入用。民間地図を用いる場合、発行年が揃っていると把握しやすい
	プロジェクタ	情報共有等

注）「★」印は必携品を示す。

「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」内閣府（防災）
「第2章 被害認定業務の実施体制の整備」より抜粋

大規模災害発生から罹災証明書交付までの流れ

(被災者生活再建支援法又は災害救助法が適用された場合)

別紙 5



3 被災者生活再建支援法概要

(1) 趣 旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- エ (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- オ (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- カ (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※(4)～(6)の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(3) 対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の改修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の 被害程度	全 壊 (3)のアに該当	解 体 (3)のイに該当	長期避難 (3)のウに該当	大規模半壊 (3)のエに該当	中規模半壊 (3)のオに該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円
中規模半壊の場合の支給額	100万円	50万円	25万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

（５）支援金の支給申請

ア 申請窓口

居住区の区役所コミュニティ支援課

イ 申請時の添付書面

（ア）基礎支援金

被災者生活再建支援金支給申請書、罹災証明書（第2号様式）、住民票、預金通帳の写しなど

（イ）加算支援金

住宅の購入又は補修、借家の賃貸借等の契約書など

ウ 申請期間

（ア）基礎支援金

災害発生日から13月以内

（イ）加算支援金

災害発生日から37月以内

（６）支援金支給までの手続き

①被災者生活再建支援法の適用（福岡県）

②国、被災者生活再建支援法人、北九州市に被災者生活再建支援法の適用を報告、公示（福岡県）

③罹災証明書（第2号様式）の交付申請（被災場所を管轄する区役所総務企画課）

④被害認定調査を実施し、住家の被害の程度を認定（被災場所を管轄する区役所）

⑤罹災証明書（第2号様式）の交付（被災場所を管轄する区役所総務企画課）

⑥被災者生活再建支援金の支給申請（被災世帯）

⑦被災者生活再建支援金支給申請書の受付（被災場所を管轄する区役所コミュニティ支援課）

⑧市全体の被災者生活再建支援金支給申請書を取りまとめ、都道府県に送付（保健福祉局総務課）

⑨県全体の被災者生活再建支援金支給申請書を取りまとめ、被災者生活再建支援法人に送付（福岡県）

⑩被災世帯に被災者生活再建支援金の支給（被災者生活再建支援法人）

4 福岡県被災者生活再建支援金交付要綱概要

（内容）

県内の1以上の市町村で、被災者生活再建支援法（国制度）が適用される自然災害が発生した場合に、同一の災害でありながら、国の制度の対象とならない程度の被害が発生した市町村において、福

岡山被災者生活再建支援金として被災者生活再建支援法（国制度）と同等の支援金を支給するもの。

5 福岡県被災者住宅再建支援事業補助金交付要綱概要

（内容）

県内の 1 以上の市町村で、被災者生活再建支援法（国制度）が適用される自然災害が発生した場合に、被災した世帯が、県内で住宅を再建するために金融機関等から融資を受けた場合、その利子相当額の補助を行う。

（対象となる自然災害）

県内で被災者生活再建支援法が適用される自然災害

（対象となる世帯）

次の（１）及び（２）の要件を満たす場合、補助金の交付を受けることができます。

（１）次のアからウまでのいずれかに該当する方

ア 市町村長が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊又は中規模半壊の判定を受けた方

※中規模半壊は、令和 2 年 7 月 6 日以降に発生した自然災害から適用されます。

イ 市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した方

ウ 被災者生活再建支援法（平成 1 0 年法律第 6 6 号）第 2 条第 2 号ハに掲げる世帯として認定されている方

（２）自ら居住するために、次の金融機関等から新たに融資を受けて県内で住宅再建される方

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構
- 2 民間金融機関
- 3 各種共済組合、その他貸付事業を行う団体
- 4 その他知事が認めるもの

（３）補助対象経費及び補助金額

補助対象経費及び補助金の額は、次の表のとおりとします。ただし、次の表により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます

補助対象経費	補助金の額
1 金融機関等から新たにリバースモーゲージ型の融資（高齢者向け返済特例等）を受けて、県内で住宅再建する場合の借入額に係る利子の支払額	借入額に、借入時の独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」に係る貸付利率を乗じて算出した額に 2 0 を乗じて得た額について、1 0 0 万円を上限として、1 世帯 1 回限り助成します。

2 金融機関等から新たに融資(上記の「リ バースモーゲージ型の融資」を除く。)を受 けて、県内で住宅再建をする場合の借入額 に係る利子の支払額	次の(1)と(2)を比較し、低い方につ いて、100万円を上限として、1世帯当 たり1回限り助成します。 (1) 実際の借入に係る各月の利子支払 額の合計額 (2) 借入額に、借入時の独立行政法人 住宅金融支援機構が実施する「災害復興 住宅融資」に係る貸付利率を乗じて算出 した各月の利子支払額の合計額(借入期 間及び返済方法は実際の借入れと同様と する。)
--	--

